

令和3年6月24日14時00分  
資料配布 近畿地方整備局

建設企業の元請と下請との適正取引の実現を図るための活動を行っています。  
～近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部の令和2年度活動結果、令和3年度活動方針決定～

近畿地方整備局では、建設企業の元請と下請との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、平成19年度より「近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」）」を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、令和2年度における推進本部の活動結果及び令和3年度における活動方針をとりまとめましたので、お知らせします。

### 1. 令和2年度推進本部活動結果

昨年の6月に策定しました令和2年度推進本部活動方針に基づいた活動結果を取りまとめました。

詳細については、別紙1を参照ください。

### 2. 令和3年度推進本部活動方針

法令遵守の徹底に向けて建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする各種取組を継続していきます。

詳細については、別紙2を参照ください。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設業適正契約推進官

建設産業第一課 課長補佐

たきもと よしお  
瀧本 義男（内線6119）

こぞの けんたろう  
小園 賢大郎（内線6144）

電話 06-6942-1141（代）  
06-6942-1059（夜間直通）

## 令和2年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動結果

近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部では、昨年の6月に策定しました活動方針に基づき元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関するさまざまな取組を行ってまいりました。

この度、令和2年度の活動結果を取りまとめましたので公表します。

### 1. 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数

推進本部では、建設業法違反通報窓口として「駆け込みホットライン」を設けており、法令違反疑義の通報や相談が寄せられました。

その中で、建設業法違反疑義として主なものは、工事請負契約書の不作成、無許可営業、現場配置技術者の不設置等がありました。

|             | 令和2年度 | 令和元年度 |
|-------------|-------|-------|
| 駆け込みホットライン等 | 302件  | 331件  |

※令和2年度における建設業法違反等に関する疑義の内訳

契約書関係34件、無許可営業11件、技術者配置10件、その他35件、他法令関係21件

※同一事案について複数回寄せられた通報・相談を含めた件数です。

### 2. 建設業者に対する立入検査等の実施

推進本部では法令に抵触する態様等を速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査等を実施しました。立入検査等の結果主に確認された不適切な事例として、見積依頼時に法定福利費の内訳明示を求めている、契約書に記載が必要な事項が漏れている、下請負人間の取引が適正となるよう指導がなされていない等が見受けられました。

|       | 令和2年度 | 令和元年度 |
|-------|-------|-------|
| 立入検査等 | 56件   | 73件   |

※近畿管内の許可行政庁と連携して行った立入検査等を含みます。

### 3. 講習会等建設業法令遵守に関する活動

推進本部では、年間を通じて以下のとおり講習会を開催しました。講習内容としては、法令違反につながる行為の事例を踏まえた講習を中心に、新・担い手3法、建設キャリアアップシステム、働き方改革の推進など、取引の適正化や業界の魅力化につながるさまざまな情報発信を行いました。

|         | 令和2年度 | 令和元年度 |
|---------|-------|-------|
| 講習会等の開催 | 27回   | 30回   |

※ 令和2年度の受講者2,936名です。

### 4. 監督処分・勧告の実施

建設業者の不正行為等について厳正に対処しています。

令和2年度の監督処分・勧告結果については以下のとおりです。

|       | 令和2年度 | 令和元年度 |
|-------|-------|-------|
| 許可取消し | 0件    | 1件    |
| 営業停止  | 3件    | 3件    |
| 指示    | 4件    | 3件    |
| 勧告    | 1件    | 1件    |

営業停止：公契約関係競売等妨害、独占禁止法違反、特定商取引法違反 各1件

指 示：労働安全衛生法違反 2件 特定商取引法違反 2件

勧 告：請負契約に関する不誠実な行為 1件

## 令和3年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動方針

建設業法令遵守推進本部は、平成19年の創設以来、近畿管内の建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきました。更なる法令遵守の徹底に向けて、国土交通本省から示された建設業法令遵守推進本部活動方針に則り、近畿地方整備局では、これまでの活動実績を踏まえ、以下に掲げる活動により、引き続き、適正な対応を図ってまいります。

### 1. 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集等の窓口であることから、各種相談窓口の周知に努めるとともに、収集した法令違反疑義情報に対して建設業法上の必要な措置を図ってまいります。

### 2. 関係法令等の周知等

建設業の法令遵守に関する取り組みは、元請、下請、発注者を問わず、幅広く浸透していくことが重要であり、更に今年度は、建設業法の改正により「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等が新設され、内容の普及・啓発が必要であることから、引き続きあらゆる機会を通じて、積極的に建設業法等の周知を行っていきます。

### 3. 立入検査等の実施等

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りつつ、様々な端緒をもとに、今年度は、技能労働者への適切な水準の賃金支払い、下請代金の支払手段、著しく短い工期の禁止、偽装一人親方対策、建設業を支える担い手の確保・育成について、重点項目として建設企業に対して立入検査等を実施します。

併せて、新・担い手3法の周知徹底に努め、さらに、建設キャリアアップシステムの取組状況、外国人建設就労者受入事業又は建設分野での特定技能制度に基づく運営状況などを確認します。

### 4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行い、また、その取り組み内容の広報を積極的に行うため、昨年度は10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」として、進めてきた取り組みを継続し、引き続き、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていきます。

なお、講習会等の実施方法については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮の上決定します。

## 5. 関係機関との連携等

(1) 府県及び関係省庁の間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携の強化に努めます。

特に、不良・不適格業者への対応については、許可行政庁間において確知した建設業法違反に係る情報を速やかに共有し、連携・協力します。

(2) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努めます。

(3) 建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、「駆け込みホットライン」等へ相談があった場合は、必要に応じ案内を行っているところですが、更なる利用促進を図るため、あらゆる機会を通じ、同センターをより一層周知します。

## 6. 新型コロナウイルス感染症対策に関する周知

新型コロナウイルス感染症対策として、建設業関係団体等に対して発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」（令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号）や、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和3年5月12日改訂）の周知に努めるものとします。

## 7. 近畿地方整備局独自の取り組み

### (1) 立入検査等の重点確認事項

(下請業者への指導状況等)

建設業法の違反疑義情報に基づく立入検査等の実施について、下請代金の支払や下請負人に対する指導について特別の義務が課されている特定建設業の許可を受けた建設業者を中心に行います。

特に過去2年間の立入検査等において、指摘事項として多かった次の項目について重点的に確認を行います。

#### ① 見積に関する事項

- ・見積依頼書の作成の有無
- ・見積条件の提示の有無

#### ② 契約に関する事項

- ・基本契約、約款の有無
- ・契約書締結前の工事着手の有無

#### ③ 施工体制・帳簿の備え付けに関する事項

- ・施工体系図、施工体制台帳の有無
- ・備え付け帳簿の有無

重点確認項目以外にも請負金額の決定過程、法定福利費の支払状況などについても確認を行い、必要に応じて建設業法に基づく指導及び令和2年10月1日に改訂されました「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知徹底を

行います。

## (2) 働き方改革関連施策の周知

建設業において2024年4月1日以降に時間外労働の上限規制が適用されることから、発注者、元請負人及び下請負人間での適正な工期を設定した請負契約を結ぶことを徹底するため、労働局等の関係機関と連携して働き方改革関連施策の周知を図ります。

また、改正建設業法が昨年10月から施行され、「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」とされること及び発注者における工事発注の平準化の必要性について併せて周知します。

## (3) 「標準見積書」の活用推進

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書であるいわゆる「標準見積書」の活用状況や、見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について確認を行う等、社会保険加入を推進するため周知します。